

開講年度・学期	2018 年度・前期	授業形態	演習
科目名	専門演習（民法）	科目ナンバー	JASEM3303
英語表記	Seminar on Civil Law	担当教員	藤井 徳展
単位数	4		

### 科目の主題

本演習の主な対象は、民法第 1 編総則、第 2 編物権、第 3 編債権の、民法財産法である。参加者の希望があれば、第 4 編親族、第 5 編相続の、民法家族法もとりあげる。

### 授業の到達目標

本演習では、民法財産法、民法家族法の主要なテーマについて、判例、学説のまとめと検討、事例問題を使った演習、ディベート形式での討論を中心とする。

以上を通じて、民法全体の理解をさらにすすめていくための、基礎的応用的知識の修得その他、「民法の基礎と応用」の体得につとめたい。

### 授業内容・授業計画

次の項目で行う。

前期中前半：民法第 3 編債権第 1 章以下、総則 —— 債権総論、第 2 章以下、契約（第 2 章）、事務管理（第 3 章）、不当利得（第 4 章）、不法行為（第 5 章） —— 債権各論・・・以上、債権法

前期中後半：民法第 1 編総則、第 2 編物権、第 3 編債権、第 4 編親族、第 5 編相続・・・以上、民法全体

細目（日程、内容）は、開講時その他、全体場で決める。

概略を挙げれば、おおむね次のようになる。すなわち、

前期中前半は、債権法（債権総論・債権各論）を中心に判例研究を行う。主要なテーマについて主要な判例を取り上げて、関連する判例および学説のまとめと検討、そして、関連する新民法（債権法）につき改正にかかる議論のまとめと検討を行う。

前期中後半は、（債権法というしぼりはずして）主要なテーマについて、判例学説のまとめと検討、事例問題を使った演習、ディベート形式での討論を行う。また、最近の主要文献・論文の講輪読をしてもよい。

ゼミで扱ってみたい判例およびテーマを、参加者各自で持ち寄り、そのうちどれを取り上げるかを全体場で決める（こちらで指定することもある）。そして各回とも数人を報告担当者として、判例学説等、現在の議論状況を報告してもらう。あるいは、やはり数人を報告担当者として、事例問題につき、一応の解答を準備しかつ議論を進行してもらう。もちろん、全員での議論が必要不可欠である。

### 事前・事後学習の内容

演習前には、報告担当グループまたは教員が指定する必読文献または参考文献を読んだうえで必ず予習して、基本的な用語、制度や、問題状況、議論状況を理解しておくこと。演習時かぎりとしなくて、自らの学修との接続をはかること。

### 評価方法

演習への参加状況を総合的に評価する。

### 受講生へのコメント

民法財産法（学部講義でいうと民法第1部から民法第4部まで）を履修予定または履修済みであること。いずれにしても、財産法全体について、講義の単位の未修得または既修得にかかわらず、あらかじめ基本的な知識を修得していること。

ゼミ正課における参加態度（報告、質疑応答その他）をみて、必要に応じて、個別に、そして場合によっては数次にわたる面談を通じて、学修状況を確認する（状況次第ではかなり強く働きかけをすることがある）。ゼミの正課内外を問わず積極的に取り組む意思のある者の参加を、希望する。

### 教材

判例およびテーマを選択するにあたって参考になるものとして、潮見佳男・道垣内弘人編／中田裕康・窪田充見編／大村敦志・水野紀子編『民法判例百選 I 総則・物権／II 債権／III 親族・相続』（有斐閣・第7版・2015年）のほか、内田貴・大村敦志編『民法の争点』（有斐閣・2007年）、松本恒雄・潮見佳男編『判例プラクティス民法 I 総則・物権／II 債権／III 親族・相続』（信山社・2010年）などがある。

以上の参考書については、開講時に説明する。

### その他

本演習は、変則的に、2018年度前期に、4・5限で2時限連続する形で、開講する。これに都合をあわせられないのであれば、理由の如何を問わず、履修は認められない。その関係で、そもそも定員を少人数に限ることとしている（また、おのずから参加者が限られてくるであろう）から、「**受講生へのコメント**」欄に記載したように、果敢に取り組む意思のある者の参加を、希望する。

### 履修可能最低年次

3年次生以上